

給付費（委託費）ご担当者様
補助金事務 ご担当者様

千葉市こども未来局
幼児教育・保育部 幼保運営課

保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について

平素より、本市こども未来行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について、令和5年7月1日からの公定価格算定上の取扱いを「令和5年6月14日付事務連絡」のとおりお知らせしておりましたが、「公定価格に関するFAQ（よくある質問）Ver.23」が国から示されたことに伴い、給付費及び配置基準補助金（補助対象：施設型）についての取扱いを下記のとおりといたしますので、ご連絡いたします。

記

1 保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について

定義① (変更後)	各園の就業規則において定める勤務時間を超える者
定義② (変更前)	各園の就業規則において定める勤務時間を超える者、または、園の就業規則に到達しない場合で1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

2 給付費及び配置基準補助金算定上の取扱いについて

今回の国通知及び「令和5年6月14日付事務連絡」を踏まえ、給付費及び補助金の各月の取り扱いを下表のとおりといたします。

7月～9月の常勤保育士の取扱いは、今回の国通知では定義①によることが原則となりますが、本市での給付費の算定上の取扱いに関しては、既に定義②を適用することについて通知済みであり、定義①の運用に再度変更することで各園に不利益が生じないように、7月～9月の給付費のみ定義②を適用することといたします。

対象年度	対象月	〈給付費〉	〈配置基準補助金*〉
令和4年度	4月～3月	定義①	定義①
令和5年度	4～6月	定義①	定義①
	7～9月	定義②	定義①
	10月～	定義①	定義①

※補助対象は施設型（地域型は対象外）となります。

3 対象施設

(1) 給付費

保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

(2) 配置基準補助金

保育園、認定こども園

4 適用日

令和5年10月1日（日）

5 保育の提供時における常勤保育士の定義について

令和5年4月27日付「保育所等における常勤保育士及び短時保育士の定義について（通知）」からの変更はございませんので、ご注意ください。

6 添付資料

- ・ 公定価格に関する FAQ（よくある質問） Ver. 23（抜粋）
- ・ 令和5年6月14日付事務連絡
- ・ 令和5年4月27日付通知（保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知））

（問い合わせ先）

【給付費に関すること】

- ・ 助成第二班 角田・尾関

TEL：043-245-5735

【配置基準補助金に関すること】

- ・ 助成第一班 渋谷

TEL：043-245-5729